

海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度  
令和2年度 実施要領

目 次

I. 目的	P 2
II. 実績認定の申請	P 3
III. 表彰への応募	P 6
IV. 提出資料・提出先・募集期間	P 8
V. その他	P 1 1

## I. 目的

本邦企業がインフラ海外展開を進める上では、海外インフラプロジェクトに従事する人材の確保が重要であるが、その課題の一つとして、国内・海外の制度や環境の違い、国内の公共工事等における海外実績の活用が困難な実態等から技術者の国内・海外間の相互活用が進まないことが挙げられる。

このため、海外インフラプロジェクトに従事した技術者の実績を認定する制度を創設するとともに、制度により認定を受けた技術者（以下「認定技術者」という。）のうち特に優秀な技術者を表彰する「海外インフラプロジェクト優秀技術者賞」（仮称）を創設し、認定技術者の実績について、日本国内の公共工事の総合評価落札方式等において適切に評価することにより、海外インフラプロジェクトに従事した技術者の国内の公共工事等への参加を促進するとともに、国内の技術者の海外工事等への参画を容易にすることにより、技術者の国内・海外間での相互活用の促進を図ることを目的とする。

## Ⅱ. 実績認定の申請

### (1) 申請主体（工事部門・業務部門共通）

国土交通省（大臣官房会計課所掌機関、地方整備局等又は国土地理院）若しくは独自の競争参加資格を運用している国土交通省所管の独立行政法人等<sup>\*</sup>の工事又は測量・建設コンサルタント等業務に係る競争参加資格を有している企業その他の法人（以下「企業等」という。）。

※ 鉄道建設・運輸施設整備支援機構、水資源機構、都市再生機構又は高速道路会社

### (2) 申請の方法（工事部門・業務部門共通）

申請に当たっては、申請を行う企業等が、当該企業等に所属し、(3)の資格を満たす技術者（当該企業等の子会社・関連会社・海外現地法人（以下「海外現地法人等」という。）に出向中の者を含む<sup>\*</sup>。）について一括して行う。

なお、申請に当たっては、認定の申請を行おうとする当該技術者実績について、「Ⅳ. (1) 提出資料」に示す資料を作成し、提出するものとする。

※ この場合、当該出向の事実を証明する資料の写しを参考資料として添付すること。

### (3) 申請資格

#### (工事部門)

申請を行う企業等に所属<sup>\*1</sup>している、以下の条件を満たす海外建設工事（我が国の領域外において実施する工事<sup>\*2</sup>をいう。以下同じ。）<sup>\*3</sup>に従事<sup>\*4</sup>した技術者であること。

- ① 発注者が、以下のいずれかであること。
  - a) 日本以外の国又は地域に存する中央政府の機関又は地方政府の機関若しくは政府機関に準じる法人（BOTその他PPP形式の事業における特定目的会社を含む。）
  - b) 国際機関
  - c) 日本国政府又は日本の政府関係機関（独立行政法人又は政府系金融機関）
- ② 当該技術者の所属する法人（本邦法人又はその海外現地法人等に限る。）が元請（JV構成員を含む。）として契約したものであること。
- ③ 2015年4月～2020年3月までに完工<sup>\*5</sup>したものであること。

- ※1 当該企業等の海外現地法人等に出向中の者を含む。ただし、その場合、当該出向の事実を証明する資料の写しを参考資料として添付すること。【再掲】
- ※2 部材や部品の工場製作が日本国内で行われている工事は対象とする。
- ※3 発注者による指名停止、営業停止、その他の契約競争に参加する資格を停止する措置又は処分を受ける理由となった工事を除く。また、大規模な事故、瑕疵その他の国内であれば指名停止措置に相当するような事案が確認された工事について、当該技術者が当該事案に関与している場合には認定の対象としない。
- ※4 認定の対象となる技術者は、主要な構造物の工事に一定の期間責任を持って関わったと企業等が認める技術者に限ることとし、短期の応援業務等の一時的なサポートを含まない。
- ※5 実際の工事が完了しているが契約書上の手続未了その他の理由により契約が完了していない場合も含む(その場合は、発注者又はジ・エンジニアによる完工証明書その他工事の完了を証明する書類を添付すること)。

## (業務部門)

申請を行う企業等に所属<sup>※1</sup>している、以下の条件を満たす海外建設工事に関する調査、詳細設計、施工監理（建築分野においては設計、工事監理）に関する業務<sup>※2</sup>に従事<sup>※3</sup>した技術者であること。

- ① 発注者が、以下のいずれかであること。
  - a) 日本以外の国又は地域に存する中央政府の機関又は地方政府の機関若しくは政府機関に準じる法人（BOTその他PPP形式の事業における特定目的会社を含む。）
  - b) 国際機関
  - c) 日本国政府又は日本の政府関係機関（独立行政法人又は政府系金融機関）
- ② 当該技術者の所属する法人（本邦法人又はその海外現地法人等に限る。）が元請（JV構成員を含む。）として契約したものであること。
- ③ 2015年4月～2020年3月までに完了<sup>※4</sup>したものであること。

※1 当該企業等の海外現地法人等に出向中の者を含む。ただし、その場合、当該出向の事実を証明する資料の写しを参考資料として添付すること。【再掲】

※2 マスタープランに関する業務その他個別の建設工事に必ずしも直結しない業務についても、最終的に建設工事に関連することが明らかであれば対象とする。ただし、国内における調査等のみをその内容とする業務は含まない。

また、発注者による指名停止、営業停止、その他の契約競争に参加する資格を停止する措置又は処分を受ける理由となった業務を除く。また、重大な瑕疵その他の国内であれば指名停止措置に相当するような事案が確認された業務について、当該技術者が当該事案に関与している場合には認定の対象とはしない。

※3 認定の対象となる技術者は、主要な事業や構造物に係る業務に一定の期間責任を持って関わったと申請を行う企業等が認める技術者に限ることとし、短期の応援業務等の一時的なサポートを含まない。

※4 実際の業務が完了しているが契約書上の手続未了その他の理由により契約が完了していない場合も含む(その場合は、発注者又はジ・エンジニアとしての完工証明書(施工監理業務の場合)その他業務の完了を証明する書類を添付すること)。

#### **(4) 実績認定の方法**

「IV. (1) 提出資料」で提出された資料の内容について、必要に応じて関係機関と連携して事実関係の確認を行うとともに、「海外インフラプロジェクト技術者評価委員会」において意見聴取を行い、疑義を伴わない実績について認定する。なお、この過程において、資料の内容等について申請を行った企業等に資料の提出や説明を求める場合がある。

#### **(5) 実績認定の通知**

技術者の実績認定については、国土交通省（実績登録担当課）より、当該技術者に係る実績認定申請を行った企業等に通知した上で、後日認定証等<sup>※1</sup>を送付する。

認定証には、申請した企業等、技術者の氏名、担当した工事・業務の名称その他必要事項を記載する予定である。

なお、この認定証等については、コリンズ・テクリス等の実績データ登録に利用可能な資料とすることとしている<sup>※2</sup>。

※1 確認願(「IV. (1) 提出資料」参照)を同時提出した場合には、認定証発行後、すみやかに発注者に代わって国土交通省担当課より発注機関担当者記入欄を記載の上、認定証と併せ返送する予定である。また、確認願を後日提出した場合においても、国土交通省担当課において認定証及び工事概要等の確認を行った上で同様の手続を行う予定であるが、同時提出された場合よりも返送が遅れる場合がある。

※2 コリンズ・テクリス等の登録手続における活用を考えている場合は、コリンズ・テクリス等への登録を希望する旨を様式2に、うち国内工事の現場代理人(工事の場合)又は管理技術者(業務の場合)に相当する技術者については、その旨について、別添様式3の記入例に沿って記載すること。(詳細は「IV. (1) 提出資料」参照)

### Ⅲ. 表彰への応募

#### (1) 応募主体（工事部門・業務部門共通）

「Ⅱ. (1) 申請主体」で示した実績認定の申請を行える企業等に同じ。

#### (2) 応募の方法（工事部門・業務部門共通）

応募に当たっては、応募を行う企業等が、当該企業等に所属し、(3)の資格を満たす技術者（海外現地法人等に出向中の者を含む<sup>※1</sup>。）について、「Ⅱ. (2) 申請の方法」で示した実績認定の申請と一括<sup>※2</sup>して行う。

ただし、令和2年度の表彰に係る応募については、応募を行う企業等1団体あたり、技術者1名を上限とする。40歳以下の若手技術者、又は女性技術者（以下「若手・女性技術者」という。）に係る応募については、これに加えて実績認定申請資格を持つ技術者を1名追加できる。

なお、応募に当たっては、当該技術者の実施した代表的な案件1件について「Ⅳ. (1) 提出資料」に示す応募資料を作成・提出するものとする。

※1 この場合、当該出向の事実を証明する資料の写しを参考資料として添付すること。

※2 令和3年度以降は、応募時点で実績認定を受けた者に係る応募も可能とする予定である。

#### (3) 応募資格（工事部門・業務部門共通）

応募を行う企業等に所属している、「Ⅱ. (3) 申請資格」の実績認定申請資格を満たす工事又は業務に従事した技術者であること。

なお、表彰の対象となる技術者としては、「Ⅱ. 実績認定の申請」により申請された実績認定がなされ<sup>※1</sup>、かつ、国内工事における現場代理人、主任技術者又は監理技術者若しくは国内業務における管理技術者又は照査技術者相当以上の水準の技術者<sup>※2</sup>を想定している。

※1 令和3年度以降は、応募時点で実績認定を受けた者に係る応募も可能とする予定である。

※2 特定の工種など部分的なマネジメントを担い、実質的に国内の中小規模の案件の管理技術者に相当するような業務を担当した担当技術者も含む。

#### (4) 受賞者の選考の方法（工事部門・業務部門共通）

応募された技術者が従事した海外の工事・業務における技術力・創意工夫・貢献度等を評価し、「海外インフラプロジェクト技術者評価委員会」において意見聴取した上で、特に優秀な者について表彰する。

評価に際しての主な視点は以下のとおりとする。

- ・応募技術者が海外の工事又は業務のマネジメント※において、どのような役割を果たし、どのような成果を上げたのか
- ・応募技術者が海外の工事又は業務で直面した技術的課題にどのように対応し、解決したのか
- ・応募技術者が行った関係機関（相手国政府等）との協議・調整において、どのような困難性があり、それに対してどのような工夫を行って対処・解決したのか

なお、評価の過程において、事実関係については添付された参考資料に基づき判断することを基本とするが、詳細な事実関係について確認するため、応募を行った企業等に追加資料の提出や説明、オンラインも含めた面接などを求める場合がある。

※ ここでいう「マネジメント」は、プロジェクトマネジャーの職務に限定するものではなく、特定の契約・工事の管理を幅広く差す概念としてとらえてよい。特に若手・女性技術者に係る応募に関しては、当該技術者の所掌する範囲に応じた内容に鑑み評価を行う。

#### (5) 受賞者の発表及び表彰（工事部門・業務部門共通）

受賞者の発表は、当該受賞者に関する応募を行った企業等に通知するとともに、国土交通省のホームページで公表する。

表彰は、原則として、国土交通大臣から当該技術者に対し表彰状を授与することにより行う。

※ 当該技術者が海外で勤務中その他の理由に応じ、代理人による受領も可とする。

## IV. 提出資料・提出先・募集期間

### (1) 提出資料

#### ○実績認定申請者・表彰応募者共通

<全ての資料に共通する留意点>

- ・別添様式1についてはMicrosoft Word形式又はPDF形式、別添様式2～6についてはMicrosoft Excel形式、参考資料についてはPDF形式で提出すること。
- ・原則として日本語で作成すること。日本語・英語以外の言語による参考資料については日本語訳を添付し、翻訳証明書を添付するか、公証を行うこと。

(a)実績認定申請・表彰応募を行う企業等ごとに1通作成いただく様式

(2種類+確認願(任意))

- ・別添様式1：海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度申請書
- ・別添様式2：認定申請・表彰応募者一覧<sup>※1</sup>
- ・確認願(任意：コリンズ・テクリス又はPUBDIS(以下「コリンズ・テクリス等」という。))  
の登録手続における活用を想定している場合<sup>※2</sup>)

※1 実績認定の対象となる技術者は、主要な事業や構造物に係る業務に一定の期間責任を持って関わったと申請を行う企業等が認める技術者に限ることとし、短期の応援業務等の一時的なサポートを含まない。なお、表彰の対象となる技術者としては、実績認定がなされ、かつ、国内工事における現場代理人、主任技術者又は監理技術者若しくは国内業務における管理技術者又は照査技術者相当以上の水準の技術者を想定している(ただし、特定の職種など部分的なマネジメントを担い、実質的に国内の中小規模の案件の管理技術者に相当するような業務を担当した担当技術者も含む)。【再掲】

※2 コリンズ・テクリス等の登録手続における活用を想定している場合：

- ① コリンズ・テクリス等への登録を希望する旨を別添様式2に、うち国内工事の現場代理人(工事の場合)又は管理技術者(業務の場合)に相当する技術者については、その旨について、別添様式3の記入例に沿って記載すること。なお、現場代理人又は管理技術者としての実績を有しない技術者についても、担当技術者として認定申請を行うことができる。
- ② コリンズ・テクリス等に登録を行おうとする企業が、コリンズ・テクリス等の登録システムにより「登録のための確認のお願い」(コリンズ・テクリスの場合)又は「業務カルテ情報(PUBDISの場合)(別添参考資料1参照。以下「確認願」という。))を作成し、添付すること。なお、海外現地法人等による工事又は業務については、確認願は当該海外現地法人等の名義で作成すること。また、現場代理人に相当する技術者として認定を受ける技術者については、確認願の作成に際して、現場代理人として登録するほか、併せて必要に応じて監理技術者又は主任技術者として登録することも妨げない。
- ③ 「確認願」の技術者データに記載する者については、全て認定申請を行うこと。

(b)実績認定申請・表彰応募対象の技術者一人当たり1通作成いただく様式  
(2種類+参考資料)

- ・別添様式3：実務経験<sup>※1</sup>証明書
- ・別添様式4：認定申請に関する参考資料<sup>※2</sup>一覧
- ・参考資料：別添様式3の事実関係<sup>※3</sup>を説明する参考資料を適宜添付

※1 実務経験について、

「契約書（工事の名称、概要その他認定を希望する内容がわかる部分のみで良い）の写し及び組織図・施工体制図等の当該技術者の職務がわかる資料の写し」

又は

「発注者による証明書」

を、日本語訳（英語の場合は日本語訳は不要）とともに参考資料として添付し、その旨別添様式4に記載すること。

※2 複数の技術者に共通する参考資料（同一工事に関する契約書の写し等）については、技術者ごとに同じファイルを複数添付する必要はないが、技術者ごとの別添様式4にその旨記載すること。例えば、A氏、B氏でXXX工事に関する参考資料を共有する場合、当該共通参考資料を1ファイルだけ添付した上で、A氏、B氏それぞれに係る別添様式4に、当該ファイルのファイル名を記載すること。

※3 コリンズ・テクリス等の登録手続きにおける活用を考えている場合は、コリンズ・テクリス等への登録を希望する旨を別添様式2に、うち国内工事の現場代理人（工事の場合）又は管理技術者（業務の場合）に相当する技術者については、その旨について、別添様式3の記入例に沿って記載すること。【再掲】

## ○表彰応募者のみ

(a)応募者一人あたり1通作成いただく様式（2種類+参考資料）

- ・別添様式5：表彰応募様式
- ・別添様式6：表彰応募に関する参考資料<sup>※</sup>一覧
- ・参考資料：別添様式5の記載事項の裏付けとなる参考資料を適宜添付

※ 表彰応募者の履歴書（様式自由）を、一つ目の参考資料として添付し、その旨別添様式6に記載すること。

## (2) 資料の提出先

企業等が「(1) 提出資料」に定める申請・応募資料を電子メールにより提出する。  
資料の提出先は以下のとおり。

(提出先)：国土交通省海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度担当  
メールアドレス：[hqt-overseas-infra-certification-award@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-overseas-infra-certification-award@gxb.mlit.go.jp)

※ ファイル容量が大きく、電子メールでの提出が困難な場合は大容量ファイル転送システムによる提出方法を案内するので、その旨について上記メールアドレスに連絡のこと。

## (3) 募集期間

実績認定の申請、表彰の応募とも、令和2年9月30日より募集を開始し、資料の提出期限はいずれも令和2年10月30日（日本時間同日17時まで必着）とする。

## V. その他

### (1) 実績認定・表彰の事務

事務局は、実績認定に関する事務については大臣官房技術調査課及び公共事業調査室に、表彰に関する事務については総合政策局国際政策課及び海外プロジェクト推進課に置く。

### (2) 個人情報の保護

本要領に基づき送付された応募資料により得られる個人情報その他の情報は、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度の管理運営上の利用目的以外には使用しない。

### (3) その他

- ・実績認定及び表彰は原則年1回とする。
- ・実績認定申請・表彰応募資料の内容について、選考の過程で不正や事実と反する事項等が発見された場合には、認定及び表彰の選考の対象から除外する。
- ・受賞通知後、実績認定申請・表彰応募技術者又は申請・応募を行った企業等が社会的信用を著しく損なった場合には、認定及び表彰の対象から除外する可能性がある。また、認定又は表彰後も、不正又は事実と反する事項による申請・応募であることが明らかとなった場合は、認定及び表彰の取り消しを行うとともに、その旨を公表する可能性がある。
- ・前項により認定または表彰の取り消しを受けた企業または技術者は、取り消しの通知を受けた日の翌日から起算して3年間、本制度に基づく認定申請及び表彰応募をすることができないものとする。

### 附則.

この実施要領は、令和2年9月30日から施行する。